

令和6年度大阪市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度大阪市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。なお、工業用水の供給については、大阪市工業用水道特定運営事業等の運営権者が行うものである。

(1) 給水社（工場）数	279社（347工場）
(2) 年間総給水量	22,105,610立方メートル
(3) 1日平均給水量	60,563立方メートル
(4) 主要事業の概要	
浄水設備整備	309,454千円
配水設備整備	608,749千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		506,315 ^{千円}
第1項 営業収益	362,584 ^{千円}	
第2項 営業外収益	143,731	
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		568,562 ^{千円}
第1項 営業費用	430,399 ^{千円}	
第2項 営業外費用	45,336	
第3項 特別損失	87,827	
第4項 予備費	5,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,182,359千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,548千円、減債積立金 48,803千円及び損益勘定留保資金 2,060,008千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		285,848 ^{千円}
第1項 工事負担金	128,652 ^{千円}	
第2項 繰延運営権対価	55,000	
第3項 雑収入	102,196	
支 出		
第1款 資本的支出		2,468,207 ^{千円}
第1項 建設改良費	919,404 ^{千円}	
第2項 償還金	48,803	
第3項 投資	1,500,000	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水設備整備工事	令和 7～8 年度	747,000 ^{千円}
浄送水設備整備工事	7	71,000
監視制御システム 整備事業	7～32	850,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第8条 貯蔵品の購入限度額は、10,000千円と定める。